

平成27年度は 固定資産税の評価替えの年です

固定資産税の課税客体である土地と家屋の価格は、3年間の価格の変動に対し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直す「評価替え」を行います。

平成27年度は、3年ごとに行う評価替えの年にあたります。原則として評価替えの年の翌年度、及び翌々年度は価格が据え置かれます。ただし、地価の下落により据え置くことが適当でないときは、土地の価格の修正（時点修正）を行うこともあります。

固定資産諸台帳の縦覧制度について

縦覧制度とは、ご自分の資産の今年度の評価額が、適正かどうかを判断していただくために設けられています。「土地価格等縦覧簿」には、土地の所在・地番・地目・地積及び価格を、「家屋価格等縦覧簿」には、家屋の所在・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積及び価格を記載しています。国東市では、パソコン画面で確認する方式を採用しています。

縦覧期間中に限り、ご自分の名寄帳を無料で取得できます。（期間外は300円で取得できます）

縦覧できる人 ・納税者本人

・代理人（委任状が必要です）

縦覧場所 市役所税務課・各総合支所地域総務課

縦覧期間 4月1日（水）～6月1日（月） ※土・日・祝日除く

縦覧に必要なもの 印鑑・身分証明書

※名義人が窓口に来る方ご本人以外の場合は、別にご持参いただく書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

大分県後期高齢者医療の健康診査を受けましょう

大分県後期高齢者医療広域連合の行う健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見、早期治療するために行われます。健康管理のために年1回の健康診査を受けましょう。

対象者

大分県後期高齢者医療の被保険者が対象です。
※ かかりつけのお医者さんで生活習慣病の診察等を受けている方、同年度中に特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診された方は、必ずしも健康診査を受ける必要はありません。

検査項目

問診、身体計測、血圧測定、尿検査（糖・蛋白）
血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
血糖検査（空腹時血糖又はヘモグロビンA1c）
肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）
腎機能検査（血清クレアチニン）

費用

健康診査にかかる費用は、**年1回のみ無料**です。

健康に関する相談

市民健康課国保年金係にお問い合わせください。

日程・場所

国東市が行う住民健診と同じ日程・会場で行われます。

また、広域連合の指定医療機関（委託している病院等）でも受診することができます。受診できる病院は、広域連合または市民健康課国保年金係にお問い合わせください。

持参するもの

大分県後期高齢者医療の被保険者証（カード）と、広域連合より5月下旬までに送付される健康診査受診券（はがき）を持参してください。

被保険者証や健康診査受診券を忘れたり、紛失したりすると、健康診査を受診できない場合がありますので、お手元がない場合は、広域連合または市民健康課国保年金係にお問い合わせください。

【問合せ先】 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771（代）
市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-1111（代）

生活困窮者の自立を支援します

4月1日から、生活困窮者自立支援制度が施行されました。この制度の対象者は、市内にお住まいで経済的な問題などで生活に困っている方や、家計のやりくりで困っている方、住居を失った方や失うおそれの高い方などです。生活上の不安や心配ごとを解消し、地域において自立した生活ができるよう、その世帯の状況に応じた相談支援や給付金の支給を始めます。

事業内容

1. 自立相談支援事業

生活に困っている方の相談を受け、相談に対して包括的に対応するとともに、自立に向けて、本人のニーズを把握し、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。

2. 家計相談支援事業

家計表やキャッシュフロー表等を活用して、生活に困っている方の抱える家計に関する課題を見える化し、生活の再生に向けた意欲を引き出すことを通じて、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。

3. 住居確保給付金

離職により住居を失った又はそのおそれの高い生活に困っている方に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給します。（一定の資産要件あり）

相談受付 国東市社会福祉協議会

【問合せ先】 福祉課 生活支援係 ☎0978-72-5164

平成27年度の 軽自動車税「減免」のお知らせ

身体（精神）に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

申請期間 4月1日（水）～5月25日（月） ※この期間以外での受付はできません

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

※普通車で減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

昨年度、減免を受けた方も毎年度申請が必要です。申請には次の書類等が必要です。

申請書（市役所税務課・各総合支所地域総務課の窓口にあります）、身体障害者手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑

※障がいの等級などによっては、減免の対象とならない場合もあります。

ナンバーのない 小型特殊自動車の使用は違反です

農耕作業用などの小型特殊自動車には、標識（ナンバープレート）の取付と表示が義務づけられています。標識を表示せずに運行すると法令違反になりますのでご注意ください。

標識は、市役所税務課、または各総合支所の地域総務課の窓口で交付しています。

標識が必要な小型特殊自動車（国東市が標識を交付する車両）

【農耕作業用 ※乗用の車両】

トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤の散布車（スプレーヤー）など

【その他 ※小型の車両】

車両の基準…長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km/h以下。この全ての要件の範囲内であれば小型です。範囲外であれば大型です。

フォークリフト、ショベル（ホイール）ローダ、タイヤローラなど

【問合せ先】 税務課 ☎0978-72-1111